

保育所等給食費無償化事業に関するお知らせ

— 物価高騰に負けない！子育て支援を強化します —

保育所・認定こども園・幼稚園を利用する児童の保護者様へ

日々の生活において、長期化する物価高騰の影響を感じていることと思います。笠間市は、物価高の影響を受ける子育て家庭の支援として、経済的負担を軽減するために、保育所等を利用する児童の給食費等実費徴収相当額2万円を支給する「保育所等給食費無償化事業」を次のとおり実施します。

令和8年1月
笠間市

<事業の内容>

令和8年1月1日を基準日として、笠間市の教育・保育給付認定を受けて保育所・認定こども園・幼稚園を利用している3～5歳児及び幼稚園を利用している満3歳の児童を対象として、その保護者に給付金2万円を支給します。

対象となる教育・保育給付認定者からは、改めて給付金の支給申請は行わず、笠間市が把握する保護者の口座に給付金を振り込みます。

なお、本給付金の支給を辞退する方は、令和8年1月30日（金）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【対象となる児童】

令和8年1月1日現在で保育所・認定こども園・幼稚園を利用している①②の児童

①平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれの児童

②令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの満3歳で幼稚園を利用している児童（1号認定）

※この通知は該当者にお送りしています

【給付金】

対象児童一人2万円

【ご注意ください！】

令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれのお子さんで【対象となる児童】②に該当する場合は、本事業のみの対象となります。

※「乳幼児等子育て応援手当」は対象外です。

【支給方法】

原則、申請は不要です。

児童手当の振り込み口座へ

2月下旬に振り込み予定です。

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています。

お問い合わせ先

〒309-1792

笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 こども部

こども福祉課 保育グループ

電話0296-77-1101 内線162・163